

# Olive One サービス利用規約 (Paid 利用)

## 第1章 総則

### 第1条 (本規約の適用)

本規約は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・ユニバーシティ (以下「当社」という。) がインターネット上で運営するラーニングプラットフォームサービス「Olive One」(以下「本サービス」という。) を利用する契約者と当社との間に適用されます。

2. 当社は、このサービス利用規約(以下「本規約」という。)に基づき、本サービスを提供します。
3. 契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。
4. 本規約と個別の利用契約の規定が異なるときは、個別の利用契約の規定が本規約に優先して適用されるものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します

#### 1. 契約者

当社と利用契約を締結する者であって本サービスの利用を希望される受講者をいい、従業員等の個人が自らの所属する法人の名義で申込みを行なう場合も本サービスの全て当該法人が行ったものとみなします

#### 2. 利用契約

本規約に基づき当社と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約

#### 3. 利用契約等

本規約及び本サービスを利用するための契約

#### 4. ユーザ ID

契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

#### 5. パスワード

ユーザ ID と組み合わせて、契約者とその他の者を識別するために用いられる符号

#### 6. SabaCloud

Cornerstone OnDemand, Inc 社により提供される LMS の名称

#### 7. 契約者設備

本サービスの提供を受けるため契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

#### 8. 本サービス用設備

本サービスを提供するにあたり、当社が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア

#### 9. 本サービス用設備等

本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線

#### 10. 研修受講にあたってのご案内・注意事項

対象研修を受講するにあたって、ご案内・注意事項の詳細を記載したもの

#### 11. 決済代行会社

株式会社ラクーンファイナンシャルをいい、契約者に受講料金に関する請求書発行及び回収を代行する会社をいう

### 第3条（通知）

当社から契約者への通知は、利用契約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は Olive One、当社ホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

### 第4条（本規約の変更）

当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の新本規約を適用するものとします。

2. 契約者は、本サービスに関するサービス仕様及び提供条件が SabaCloud の仕様の変更により随時変更されるものであり、その場合、変更後のサービス仕様及び提供条件の範囲で本サービスが提供されることを了承するものとします。

### 第5条（権利義務譲渡の禁止）

契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位、利用契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

### 第6条（合意管轄）

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

### 第7条（準拠法）

利用契約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

### 第8条（協議等）

利用契約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

## 第2章 サービス

### 第9条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの種類及びその内容は、次の各号に定めるとおりとし契約者は以下の

事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。

(1)本サービスの内容

当社は、契約者に対しインターネットを通じて各種学習コースの受講サービス、及びその付帯サービスを提供します。

(2)プロダクトの構成

本サービスは Cornerstone OnDemand, Inc 社が提供するパブリッククラウドサービスである SabaCloud (以下、「SabaCloud」という。) を用い、当社により開発されたシステムを加えて、構成されます。

(3)本サービス利用可能時間

本サービスは 24 時間 365 日利用することができるものとします。ただし、第 13 条の定めに基づき、一時的な中断及び提供停止を行う場合があります。

(4)本サービスの利用料金

本サービスは、無償で提供されます。ただし、当社が指定する特定のサービスは有償で提供されます。その利用にあたっては別途個別に定める契約によって有効となるものとします。

(5)データの取扱い

当社は契約者が本サービスを利用するにあたって当社が取得したデータについて第 24 条（秘密情報の取扱い）及び第 25 条（個人情報の取扱い）の定めに基づき、取り扱います。SabaCloud におけるデータ等の取扱条件については、第 11 条（再委託）、第 24 条（秘密情報の取扱い）及び第 25 条（個人情報の取扱い）の定めにかかわらず、SabaCloud が定めるサービス仕様及び提供条件 (Customer Information Security Statement) 等が本規約に優先して適用されるものとします。

2. NTT データグループのデータの取り扱いについては、本条の定めその他 NTT データクラウドサービス等利用時のセキュリティガイドラインに準ずるものとします。

(6)データの利用

当社は、契約者の事前の承諾を受けたうえで、本サービスの利用向上のため、本サービスの利用において掲載されたコンテンツ等、個人を特定できる情報を除くデータについて、当社が調査、集計、その他の利用を行うことがあります。

また、契約者の事前の許諾を受けたうえで、契約者が本サービスを利用していることを事例として、当社が第三者に対し契約者の会社名やロゴマーク等を用いて紹介することがあります。

## 第 3 章 契約の成立

### 第 10 条（利用契約の成立）

契約者は、当社所定のウェブサイトの申込みフォームに必要事項を入力し当社に送信することにより本サービス及び受講の申込をすることができます。なお、契約者は申込を行った時点で本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 当社は、前項の申込みに対して当社においての所定の審査及び決済代行会社においての与信審査を行います。審査の結果ご利用を見合わせる場合がございます。また、必要に応じて決済代行会社より与信審査に必要な書類の提出をご依頼する場合がございます。契約者にご連絡が取れない場合や、ご依頼した書類が提出されない場合はご利用を見合わせる場合がございます。

3. 前項の審査に基づき当社及び決済代行会社が本サービスの利用の承諾する場合には、Olive

Oneにより受講案内を送付します。契約者は本項に基づく受講案内の受領をもって、当社と契約者の間で本サービスに関する利用契約が成立するものとします。

### 第11条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の一部を当社の判断にて第三者に再委託することができます。この場合、当社は、当該再委託先(以下「再委託先」といいます。)に対し、第24条（秘密情報の取扱い）及び第25条（個人情報の取扱い）のほか当該再委託業務遂行について利用契約等所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとします。

### 第12条（変更通知）

契約者は、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先その他利用申込書の契約者にかかわる事項に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

2. 当社は、契約者が前項に従った通知を怠ったことにより契約者が通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### 第13条（一時的な中断及び提供停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1)本サービス用設備等の故障により保守を行う場合
- (2)運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- (3)当社が利用する通信回線、又は電力等のインフラストラクチャに生じた事象により、本サービスを提供できない場合
- (4)その他天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。

3. 当社は、契約者が第15条（当社からの利用契約の解約）第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金未払いその他利用契約等に違反した場合には、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

4. 当社は、前各項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して契約者等又はその他の第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

### 第14条（利用期間）

本サービスの利用期間は、当社が契約者に受講案内を送付した日から研修受講終了日までとします。ただし、第15条の規定に基づいて本サービスが終了した場合には、この限りではないものとします。

### 第15条（当社からの利用契約の解約）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、契約者への事前の通知若しくは催告を要することなく利用契約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1)利用申込書、利用変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は契約締結の判断に影響を及ぼす

事項に関する記入もれがあった場合

(2) 支払停止又は支払不能となった場合

(3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合

(4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合

(6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合

(7) 利用契約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合

(8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合

(9) 利用契約を履行することが困難となる事由が生じた場合

2. 契約者は、前項による利用契約の解約があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

### 第16条（本サービスの廃止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

(1) 廃止日の 30 日前までに契約者に通知した場合(本サービスの全部の廃止については廃止日の 90 日前までに契約者に通知した場合)

(2) 天災地変、感染症・疫病等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき本サービスの全部又は一部を廃止する場合、当社は、既に支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて契約者に返還するものとします。

### 第17条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、自ら(契約者については契約者を含む。)が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力を用いる不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布、偽計又は威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3. 契約者及び当社は、相手方が前各項に違反し、又は第 1 項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引の継続が不適切である場合、利用契約を解除することができるものとします。

## 第4章 契約者の義務等

### 第18条（自己責任の原則）

契約者は、本サービスの利用に伴い、自己の責めに帰すべき事由で第三者(契約者を含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。)に対して損害を与えた場合、又は第三者からク

レーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 本サービスを利用して契約者等が提供又は伝送する情報(コンテンツ)については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等についていかなる保証も行わず、また、それに起因する損害についてもいかなる責任も負わないものとします。

3. 契約者は、契約者等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

#### **第19条 (本サービス利用のための設備設定・維持)**

契約者は、自己の費用と責任において、当社が定める条件にて契約者設備を設定し、契約者設備及び本サービス利用のための環境(サイバーセキュリティ(サイバーセキュリティ基本法第2条に定義するサイバーセキュリティをいうものとします。))の確保を含みます。)を維持するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者の電気通信サービスを利用する等して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3. 契約者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は契約者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4. 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができます。

#### **第20条 (ユーザID及びパスワード)**

契約者は、ユーザID及びパスワードを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理(パスワードの適宜変更を含みます。)するものとします。ユーザID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により契約者自身及びその他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

2. 第三者が契約者のユーザID及びパスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該行為は契約者の行為とみなされるものとし、契約者はかかる利用についての利用料金の支払その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合は契約者は当該損害を補填するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりユーザID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。

#### **第21条 (禁止事項)**

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1)当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2)本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3)利用契約等に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
- (4)法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (5)他者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

- (6)詐欺等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれがある行為
- (7)わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は掲載する行為
- (8)無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9)第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (10)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (11)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為
- (12)第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (13)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
- (14)その他、当社が不相当と認める行為

## 第5章 当社の義務等

### 第22条（善管注意義務）

当社は、本サービスの利用期間中、善良な管理者の注意をもって本サービスを提供するものとします。ただし、利用契約等に別段の定めがあるときはこの限りでないものとします。

### 第23条（本サービス用設備等の障害等）

当社は、本サービス用設備等について障害があることを知ったときは、遅滞なく契約者にその旨を通知するものとします。

2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧します。また、本サービス用設備のうち SabaCloud に障害があることを知ったときは SabaCloud を提供する事業者修理又は復旧を指示するものとします。

3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者修理又は復旧を指示するものとします。

## 第6章 秘密情報等の取扱い

### 第24条（秘密情報の取扱い）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報(以下「秘密情報」といいます。)を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1)秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2)秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4)利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(5)本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前項の定めにかかわらず、以下に定める秘密情報については、前項に定める秘密である旨の指定、範囲の特定、表示がなされたものとみなします。

(1)Olive One 及び当社が提供する資料

(2)サービスを利用して契約者が提供又は伝送する情報

(3)本サービスを利用し伝送・保存した情報

3. 前各項の定めにかかわらず、契約者及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

5. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等(以下、本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、契約者及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

6. 前各項の規定に関わらず、当社が必要と認めた場合には、第11条(再委託)所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けとることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

7. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等(相手方の承諾を得て資料等を複製、改変したものを含みます。)を相手方に返還し、秘密情報が契約者設備又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを消去するものとします。

8. 本条の規定は、本サービス終了後、3年間有効に存続するものとします。

## 第25条(個人情報の取扱い)

本規約において個人情報とは、契約者個人(受講者・受験者など)に関する情報であり、契約者が本サービスの利用申込時もしくは利用時に当社に蓄積された、氏名、電子メールアドレスの情報等、当該個人を識別できるものをいいます。

2. 当社は契約者より預託された個人情報を本規約に基づく契約者に対するサービス提供に必要な以下の利用目的で使用し、その他の目的では使用しないものとします。

- ・契約者より委託された研修業務
- ・契約者より委託されたアニュアルレポートの作成
- ・その他本規約に基づく契約者又は契約者に対するサービス提供に必要な行為

3. 当社は、契約者が当社の定める方法により利用登録の抹消を行わない限り、本規約に従って契約者の個人情報を保有し利用し続けることができるものとし、契約者又は契約者は、これを予め同意するものとします。



4. 当社は、事前に書面による契約者の同意を得ないで、預託された個人情報を第三者に開示及び漏洩してはならないものとします。但し、本件業務遂行に必要な範囲で業務の一部を第三者（以下「再委託先」という）に委託することができるものとします。その場合、当社は本条に定めるものと同等の義務を再委託先に課した上で、当社の責任において再委託先に対し個人情報を開示することができるものとします。この場合、当社は再委託先との間で個人情報に関して本規約に準じる契約を締結するものとします。

5. NTT データグループの契約者個人に関する情報については、本条の定めその他NTTデータグループ日本地域個人情報管理方法ガイドライン（JPG）及びグループ間基本取引前提条件の「個人情報保護に関する前提条件」に準ずるものとします。

6. 本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

## 第7章 損害賠償等

### 第26条（損害賠償の制限）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約等に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとします。なお、当社の責めに帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

(1)当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去12ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)

(2)当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間(1ヶ月未満は切捨て)に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金(1ヶ月分)

(3)前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金(1日分)に30を乗じた額

2. 本サービス又は利用契約等に関して、当社の責めに帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことにより契約者に損害が発生した場合について、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによって契約者に対する一切の責任を免れるものとし、契約者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

### 第27条（免責）

本サービス又は利用契約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとします。なお、当社は、以下各号のいずれかの事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、賠償の責任を負わないものとします。

(1)天災地変、騒乱、暴動、感染症・疫病等の不可抗力

(2)契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者の接続環境の障害

- (3)本サービス用設備からの応答時間等本サービス用設備等の性能に起因する損害
  - (4)当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入
  - (5)善良な管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
  - (6)当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害
  - (7)本サービス用設備のうち当社の製造に係らないハードウェア、ソフトウェア(OS、ミドルウェア、DBMS)及びデータベースに起因して発生した損害
  - (8)電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
  - (9)刑事訴訟法第 218 条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
  - (10)再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及びその業務の監督について相当の注意をしても損害が回避できない場合など当社の責めに帰することができない場合
  - (11)その他、当社の責めに帰することができない事由
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

附 則

2023 年 12 月 8 日施行